

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

刑の順次執行を宣告するための事実の認定と
陪審審理を受ける権利

—— Oregon v. Ice, 129 S. Ct. 711 (2009) ——

I はじめに

本件は、刑の順次執行 (consecutive sentences) を宣告するための事実を裁判官が認定するよう定めたオレゴン州法が、陪審審理を受ける権利を被告人に保障するアメリカ合衆国憲法修正 6 条に違反するか、ということが争われた事案である。

アメリカ合衆国最高裁判所 (連邦最高裁) は、Apprendi 判決において、「前科の事実を除き、法定の上限を超えて刑を加重する根拠となるいかなる事実についても、陪審に判断をゆだね、合理的な疑いを超えて証明されなければならない」と判示した⁽¹⁾。修正 6 条で保障される範囲を解釈したこのルールが、いわゆる Apprendi 準則である。本件で連邦最高裁は、「法定の上限を超えて刑を加重する根拠となる」事実、刑の順次執行を宣告するための事実も含まれるのかという点について判断を示し、Apprendi 準則の射程を確認している。以下、その内容を紹介するとともに、若干の検討を加えることにする。

(1) Apprendi v. New Jersey, 530 U. S. 466, 490 (2000) [紹介, 岩田太・ジュリスト 1200 号 (2001) 196 頁, 高山佳奈子・アメリカ法 2001 年 1 号 (2001) 270 頁]. 本件は、被告人が、「被害者がアフリカ系市民であった」ことを動機として、その家族の住む家に数発の弾丸を撃ち込んだため、銃火器の不法所持罪などの罪で訴追されたという事案である。

II 事案の概要

被告人 Ice は、2 度にわたり、自身が管理するアパートの一室に侵入し、そこに住む11歳の少女に対して性的暴行を加えた。それぞれの機会について、オレゴン州の陪審は、性的虐待を行う目的で侵入した点について第一級不法目的侵入罪 (first-degree burglary)、被害者の陰部に触れた点について第一級性的暴行罪 (first-degree sexual assault)、被害者の胸部に触れた点について第一級性的暴行罪により、Ice に対して有罪の評決を下した。

オレゴン州改訂法 (Ore. Rev. Stat.) では、複数の犯罪について、原則として刑の同時執行を宣告するよう定められているものの (137.123条 (1)), 一定の状況を裁判官が認定した場合には刑の順次執行を宣告することが認められていた。そうした状況として挙げられているのは、被告人が同一経過における行為から生じたものでない複数の犯罪により、同時に刑の宣告を受ける場合 (137.123条 (2)) や、犯罪が同一経過における連続した行為から生じた場合であっても、(a) その犯罪が複数の犯罪を行う被告人の意欲の徴候であるか、あるいは (b) その犯罪が、当該被害者に対してより重大な、または質的に異なる損害を惹き起こす危険を創出したと認定された場合 (137.123条 (5)) などである。

本件において、事実審裁判官は、まず2件の不法目的侵入罪が別個の事件を構成するとして、両罪について137.123条 (2) により刑の順次執行を宣告した。次いで、被害者の陰部に触れた各行為は137.123条 (5) に定める2つの要件を充たすと認定して、それらの刑は付随する不法目的侵入罪の刑と順次執行すべきものとした。そして、被害者の胸部に触れた各行為についての刑は他の刑と同時執行するよう命じた。以上の裁判官の認定により Ice は340か月の刑を科されることとなったが、もしすべての行為について刑の同時執行が宣告されていれば Ice の刑期は90か月になるはずだった。

控訴審で、Ice は主として、Apprendi 判決および Blakely 判決を援用して、オレゴン州改訂法が修正6条に違反すると主張した。控訴審は原審を支持したものの、オレゴン州最高裁判所は、刑の順次執行が Ice の刑罰量を増やすものであるため Apprendi 準則が適用されると判示して、控訴審判決を破棄した。連邦最高裁は、刑の順次執行の決定についても Apprendi 準則が適用されるかという点をめぐって州最高裁の間で判断が分かれていることを理由に、上告を

受理した。

III 判 旨

法廷意見は、大要次のような判断を示して原判決を破棄し、事件を差し戻した⁽²⁾。

大部分の州はコモン・ローの伝統を維持し、刑の順次執行を宣告するか刑の同時執行を宣告するかという点の決定を裁判官の自由裁量にゆだねている。これとは異なり、複数の犯罪については原則として刑を順次執行すべきであるが、裁判官は根拠を示して同時執行を宣告することができると規定する州もある。逆に、オレゴン州のように、刑の同時執行ではなく刑の順次執行を宣告するために一定の事実認定を裁判官に要求する州もある。前二者の手続が修正6条に違反していないことは明白である。解決されていない唯一の問題は、Apprendi 判決や Blakely 判決で解釈されている修正6条が、オレゴン州のような手続を除外するか否かという点である。この点、陪審の役割に係わる歴史的慣行、および刑事司法制度の運用に係わる州の主権の尊重といった観点からは、オレゴン州のような手続を修正6条が排除しているとはいえない。

Apprendi 準則の適用に際しては、この準則が根ざす「長年にわたるコモン・ロー上の慣行」を尊重する必要がある。この準則は、審理における国家と被告人との間の防波堤という、長い歴史のある陪審の役割を保護するために用いられるのである。この点、歴史的には、本邦発見前のイングランドにおいてもアメリカ初期の州においても、別個の犯罪について刑を同時執行するかそれとも順次執行するか決定は、裁判官の自由裁量に一般的にゆだねられてきたのであり、その決定に際して陪審は何ら役割を果たしていない。そのため、歴史的に陪審によって認定されてきた事実に対する裁判官の侵食（encroachment）は存在しないし、審理における国家と被告人との間の防波堤という陪審の役割に対する脅威も存在しないのである。連邦憲法上の陪審審理を受ける権利の範囲は、歴史的なコモン・ロー上の陪審の役割によって定められねばならず、この権利は現代の州法における事実認定すべてに及ぶものではない。

また、Apprendi 準則を本件のような場合にまで拡張することは、刑事司法

(2) ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見（スティーヴンズ、ケネディ、ブライヤー、アリート各裁判官同調）のほか、スカリア裁判官の反対意見（ロバーツ長官、スーター、トーマス各裁判官同調）がある。

制度の運用に係わる州の主権という点からも問題となる。刑事司法制度に係わる州の権限が、州の主権の中核に位置している点には疑いがなく、特段の根拠もなしにこれを縮小してはならない。この点、オレゴン州の量刑規定のように、刑の順次執行を宣告する裁判官の自由裁量を制限することは、犯罪の重さにつり合った刑を推進したり、刑期の不均衡を減少させたりするといった有益な目的に役立っている。また、刑の順次執行が原則であり刑の同時執行が例外であるという方法に修正6条の問題が生じないという点には異論がないにもかかわらず、刑の同時執行が原則であり刑の順次執行が例外であるという方法を選択してはならないとすることは、道理にかなったものとはいえない。また、こうした Apprendi 準則の拡張により、州の主導権が他にどの程度 Apprendi 準則の対象となるかが明らかでない。州は、刑期以外のさまざまな量刑の決定を裁判官の事実認定にゆだねている。こうした量刑に係わるその他の認定にまで Apprendi 準則を介入させると、Apprendi 準則は歯止めを失うことになる。さらに、刑の順次執行を宣告するための事実、審理の有罪に関する面で実質的に防御を損なうおそれがある。その結果として、しばしば二段階・三段階の審理が必要になりかねない。

IV 解 説

1 Apprendi 準則の適用状況

本件の法廷意見は、修正6条で保障された陪審審理を受ける権利の範囲に係わる Apprendi 準則の射程を確認したものといえる。そこでまず、関連する諸判決をもとに Apprendi 準則がこれまで適用されてきた状況を確認しておくことにする。

連邦最高裁は、いかなる事実を陪審審理の対象とするかについて、前述した Apprendi 判決において決定的な判断を示した。同判決では、ニュージャージー州のヘイト・クライム法で規定された刑の加重事由、すなわち人種を理由に被害者を威嚇するために行なったという犯行動機が陪審審理の対象かが争われた。この点、連邦最高裁は、前述の Apprendi 準則を示して、刑の加重事由たる犯行動機の認定を裁判官にゆだねるニュージャージー州の刑事手続に違憲判決を出したのである。

その後、本判決中においても示されているところであるが、この Apprendi 準則を援用して、量刑に関連する事実の認定を裁判官にゆだねるさまざまな法

規に修正 6 条違反の判決が下されることになる⁽³⁾。まず 2002 年の Ring 判決では、陪審の認定した事実だけなら終身刑が最高刑であるところ、被告人に対して死刑を科するために必要な事実の認定を裁判官にゆだねるアリゾナ州法が違憲とされた⁽⁴⁾。つづいて 2004 年の Blakely 判決では、裁判官が例外的な量刑を正当化する実質的かつやむを得ない理由があると認めるときは標準的な範囲を超えた刑を科することができると定めるワシントン州法がやはり違憲とされた⁽⁵⁾。2005 年の Booker 判決では、当時の連邦量刑ガイドラインが、裁判官に対して一定の事実を認定した場合に、陪審が認定した事実に基づいて科される刑を超えて加重するよう義務づけている点で修正 6 条に違反するとの判断が示された⁽⁶⁾。さらに、2007 年の Cunningham 判決においても、陪審の評決による事実に基づいて科すことのできる中期 12 年の刑を超えて、長期 16 年の刑罰を科す事実の認定を裁判官にゆだねるカリフォルニア州法は修正 6 条に違反するものと判断された⁽⁷⁾。

このように、陪審により認定された事実に基づいて科される刑を超えて加重

(3) なお、以下に掲げる判例の状況を概観した邦語文献として、勝田卓也「米国における陪審審理を受ける権利と量刑に関する近年の最高裁判決（一）」大阪市立大学法学雑誌 54 巻 1 号（2007）422 頁以下がある。

(4) Ring v. Arizona, 536 U. S. 584 (2002) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2001-2002 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2002 年 2 号（2002）271 頁、岩田太・アメリカ法 2003 年 1 号（2003）210 頁、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁 I』（成文堂、2006）316 頁、田中利彦「レーンキスト・コートの時代と刑事判決」宮川成雄編『アメリカ最高裁とレーンキスト・コート』（早稲田大学比較法研究所、2009）341 頁]。

(5) Blakely v. Washington, 542 U. S. 296 (2004) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2003-2004 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2004 年 2 号（2005）263 頁、田中利彦・法律のひろば 59 巻 6 号（2006）66 頁、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2003 年 10 月開廷期刑事関係判例概観（下）」比較法学 40 巻 2 号（2007）312 頁 [田中]]。

(6) United States v. Booker, 543 U. S. 220 (2005) [紹介、渋谷年史・NBL803 号（2005）6 頁、安部圭介ほか「合衆国最高裁判所 2004-2005 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2005 年 2 号（2005）257 頁、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2004 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 41 巻 1 号（2007）273 頁 [二本柳誠]]。

(7) Cunningham v. California, 549 U. S. 270 (2007) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2006 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 42 巻 2 号（2009）330 頁 [二本柳誠]]。

するための事実の認定を裁判官にゆだねた法律に、近年次々と Apprendi 準則が適用され、違憲判決が下されていく中で、この Apprendi 準則の適用範囲に一定の歯止めをかけることとなったのが本件 Ice 判決である。

上述してきた判決では「1つの個別的な犯罪についての量刑」が扱われてきたのに対して、本件は、「性質の異なる複数の犯罪、あるいは別個の機会に行われた複数の犯罪についての量刑」が問題となっているという意味で、確かに上述してきたものと本件とは相違する⁽⁸⁾。しかし、その一方で、本件もまた陪審により認定された事実に基づいて科され得る刑は90か月の拘禁刑であり、裁判官の認定した事実によってこれを上回る刑（340か月の拘禁刑）が科された点では、上述してきた判決と共通するともいえる。では、上述してきた判決と本件 Ice 判決とで、Apprendi 準則の適用の可否を分けたその理論的根拠は何か。次に連邦最高裁が示した2点の理論的根拠についてみることにしたい。その2点とは、陪審の役割に係わる歴史的慣行と、刑事司法制度に係わる州の主権の尊重である。

2 陪審の役割に係わる歴史的慣行

本件において Apprendi 準則を適用し得ない理論的根拠として法廷意見がまず掲げたのは、陪審の役割に係わる歴史的慣行である。すなわち、本判決中において「憲法上の陪審審理を受ける権利の範囲は、歴史的なコモン・ロー上の陪審の役割によって定められなければならない」と指摘して⁽⁹⁾、刑の順次執行と同時執行の選択が歴史的に陪審の役割であったかどうかを検討している。そして、18世紀のイングランドや19世紀初頭のアメ리카の州ではこの選択が専ら裁判官にゆだねられていたと結論付けた。そのため、歴史的に陪審によって認定されてきた事実を裁判官が認定するという意味での「陪審の役割に対する侵食」や、審理における「陪審の役割に対する脅威」といったものは、本件では存在しないとされたのである。こうして、たとえ刑を加重する根拠となる事実を裁判官が認定するとしても、それがもともと裁判官の役割であり、陪審の役割に対する裁判官の侵食が問題となっていないのであれば、Apprendi 準則の適用がないという連邦最高裁の見地が示されることとなった。

(8) Oregon v. Ice, 129 S. Ct. 711, 717 (2009) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2008年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学44巻1号(2010)168頁〔中川武隆〕].

(9) *Id.*, at 718.

修正 6 条を解釈する Apprendi 準則の適用に際して、たとえば「修正 6 条の歴史的かつ教義的な基礎を吟味し」たというように⁽¹⁰⁾、陪審の歴史的な役割への配慮はこれまでも見られた観点である。本件の法廷意見ではこの陪審の歴史的な役割という観点が Apprendi 準則の適用範囲を限界づけるものと明示されたのであり、今後の Apprendi 準則の適用の可否に関する試金石として一定の意義が認められている⁽¹¹⁾。

3 刑事司法制度に係わる州の主権の尊重

もう 1 つの理論的根拠として掲げられたのが、刑事司法制度に係わる州の主権の尊重という観点である。「犯罪の予防および処遇が、連邦政府ではなく州の役割であるということは、言うまでもない」と判示した Patterson 判決を引用して⁽¹²⁾、法廷意見は、いかなる刑事制度を採用するかは州の主権の中核にあるとしている。そして、こうした州の主権を制限するためには、それを強いるだけの合理的な根拠を要求している。

では、本件で州の主権を制限するだけの合理的な根拠があるかという点、むしろオレゴン州法の手続は多角的な観点から有益なものと評価されている。まず、裁判官が、一定の事実を認定した場合にのみ刑の順次執行を宣告できるとしたことで、法定された事実にもられる犯罪の重さにつり合う刑を科することができ、個々の事例間に存在し得る刑の不均衡の可能性が減少する。また、刑の順次執行と同時執行の選択に係わる、被告人にとってより厳しい方法——完全に裁判官の自由裁量にゆだねるとか、刑の順次執行を原則にして同時執行を例外にするといった規定形式——は、「刑の最大限を加重する事実」を裁判官の認定にゆだねていない以上、Apprendi 準則に抵触しないことには異論がない。そこから、同時執行を原則とする被告人にとってより有利な方法だけを、修正 6 条違反として認めないことには合理性がないという点も理由として挙げられている。さらに、刑の順次執行か同時執行かを決定する事実の認定にまで Apprendi 準則が介入することで、州の他の刑事制度にまで影響が及ぶ懸念も示されている。州は、たとえば、服役後の監視付釈放の期間に関連して、犯罪の性質や被告人の性格といった事実の認定を裁判官にゆだねることがたびたび

(10) Cunningham v. California, *supra* note 7, at 281.

(11) *The Supreme Court, 2008 Term—Leading Cases*, 123 Harv. L. Rev. 192, 199 (2009).

(12) Patterson v. New York, 432 U. S. 197, 201 (1977).

ある。こうした量刑に関する事実の認定にまで Apprendi 準則が及び、もはや Apprendi 準則が歯止めを失うおそれがあるとされるのである。そのほか、刑の順次執行か同時執行かを決定する事実の認定を陪審にゆだねるためには、陪審審理の内に、犯罪の有無を判断するための手続と、犯罪を行ったとして刑期を定めるための手続という二段階の手続が必要になりかねないことも指摘されている。

これらの理由からして、法廷意見は、刑の順次執行か同時執行かを決定する事実の認定にまで Apprendi 準則を及ぼすことには合理的な根拠が見出せないと判断した。しかし、このように「州の主権の尊重」を掲げるだけでは Apprendi 準則の適用の限界は明らかにならず、この理論的根拠は「Apprendi 準則を複雑化するにすぎない」との批判が向けられる⁽¹³⁾。もっとも、法廷意見においても、「[Apprendi] 準則を動かす原理は、陪審の歴史的役割の保護である」とされている点には注意を要する⁽¹⁴⁾。

4 おわりに

以上のように、本件において、Apprendi 準則は、主として陪審の役割に係わる歴史的慣行によりその適用範囲を限界づけることが認められた。だが、こうした歴史的慣行という観点は一見すると Apprendi 準則の適用範囲を明らかにしたかにみえるものの、実際には新たな問題を提起するものであるとの指摘がみられる⁽¹⁵⁾。すなわち、一定の明確な歴史的慣行といったものを確定することは困難を伴い、実際に裁判所の理解が一致しているかという疑問が提起されている。そうだとすれば、「陪審の歴史的な役割」が Apprendi 準則の適用範囲を限界付けるとしても、それではこの「陪審の歴史的な役割」をどのように解するかという点が、新たな問題点として生じることになるのである。

(萩野貴史)

(13) *The Supreme Court, 2008 Term—Leading Cases*, *supra* note 11, at 196.

(14) *Oregon v. Ice*, *supra* note 8, at 717.

(15) *The Supreme Court, 2008 Term—Leading Cases*, *supra* note 11, at 199–200.